

令和4年度環境配慮行動拡大モデル事業企画運営業務 質問回答

項目	質問内容	県回答
1	消耗品の扱いについて、県の他の委託事業と同じで5万以下であれば備品的な物でも消耗品として購入できますか。	「備品」とは、長期間(概ね2年以上)の使用に耐える物品を、「消耗品」とは、短期間の使用により消耗する(使用に耐えられなくなる)物品をいいます。本業務の対象経費は、「取組の実施に要する経費」である必要がありますので、判断に迷う場合は、事前に相談してください。
2	委託料の前払が可能ですか。	委託料は契約締結後に概算払し、取組終了後に精算します。取組実施前の支払いは可能です。
3	事業完了後の実績報告には支出の内容を証明する書類(領収書等)が必要でしょうか。	必要です。

※質問内容については、団体名、地域等が特定される部分を編集いたしました。